

厚生建設常任委員会

12月定例会で本委員会に

五條市営住宅条例等の一部改正、五條市上水道事業給水条例の一部改正、市道路線の認定、工事請負契約の締結、五條市5万人の森に係る指定管理者の指定ほか計8議案が付託され、審査の結果、採決を行い可決されました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

五條市営住宅等の一部改正について

委員 共益費の明細や従来の徴収手法や金額は。

答弁 共益費とは、共同住宅における共用施設である階段の電灯代や浄化槽のくみ取り費用等の衛生費など維持運営の費用で、従来は各自治会等において徴収し、運営されている。金額は各団地で維持運営の費用が違うため、徴収金

額はそれぞれ異なる。

委員 市が徴収する場合とは。

答弁 共益費を集められない状況など管理できないと認められる場合等、入居者共通の利益を図るため特に必要がある場合に規則で定める費用を市が徴収することになる。

五條市上水道事業給水条例の一部改正について

委員 漏水対策である石綿管の交換費用と計画期間はどうなっているのか。

答弁 事業総額5億4千万円で、10年計画とし、毎年予算5千4百万円で管を更新していく予定である。

委員 国の補助金は。

答弁 4分の1の国庫補助金を見込んでおり、料金改定については補助金を見込んだ上での料金改定19パーセントである。

委員 多様な料金値上げなどがあることも踏まえ、値上げせずに問題を解決できる方法はないか、研究調査すべきではないかと考える。

委員 値上げせず現状で積立金等を活用して事業をすすめた場合、事業収支の赤字はいつから発生するのか。

答弁 資金がなくなるのが平成30年後半からとなり、市の一般財源からの繰入れが必要となる見込みである。

市道路線の認定・変更・廃止について

委員 路線の認定・変更・廃止について、関係者や自治会等との合意については。

答弁 市道認定は地元と十分協議のうえ行っている。

工事請負契約の締結について

委員 衛生センター解体撤去工事に当たり、地域住民への説明は。

答弁 工事前前に隣接民家の建物調査を行い、周辺道路や民家等へのほこりや土砂等の飛散防止、定期的に道路及び周辺の清掃などの配慮をすることとなっている。

委員 防音シート・養生シート等処置をきちんとして行うなど、



監視・監督をお願いしたい。
委員 建物等のアスベストの有無は。

答弁 事前の調査では、各機械設備に使われているパッキン・ガスケット類等に石綿使用の可能性があるため、製造年月日等を確認し、諸法令を遵守した適切な解体処分を行うよう仕様書に記載している。

議第58号 五條市上水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議

議第58号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について、現在の水道料金を値上げするものである。

料金改定については、従量料金の段階を使用者の負担を少なくするため見直し、また値上げ幅についても、市内の景気動向等経済状況を鑑み対応すること。また、年間65万立米、金額ベースで約1億2千万円にも及ぶ漏水対策についても、これの解消に向け、漏水管の改修整備を早急に求める。

以上、決議する。

平成29年12月22日

五條市議会



(5万人の森公園)

平成29年第1回臨時会及び平成29年第4回12月定例会の表決結果と議決結果

○=賛成 ●=反対 欠=欠席 退=退席 長=議長

議案名	伊谷賢司	養田全康	平岡清司	牧野雅一	吉田正	窪佳秀	岩本孝	福塚実	山口耕司	吉田雅範	藤富美恵子	大谷龍雄	議決結果
議第58号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について	○	●	長	●	○	○	○	●	○	○	●	●	可決
発議第8号 議第58号 五條市上水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について	○	●	長	退	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
発議第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	○	●	長	○	○	○	○	○	○	○	○	退	可決

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり可決・承認・同意した議案)

議案名	議案の概要
【第1回臨時会】 専決処分の報告、承認を求めることについて (平成29年度五條市一般会計補正予算(第3号))	第48回衆議院議員総選挙に係る予算措置に特に急を要し、専決処分を行った
【第1回臨時会】 財産の取得について	五條市新庁舎(国・県・市集合型)整備事業のため、財産の取得を行う(五條市岡口1丁目110番外1筆)
【第1回臨時会】 平成29年度五條市一般会計補正予算(第4号)議定について	補正予算額 197,056千円 (総務管理費の追加)
専決処分の報告、承認を求めることについて (平成29年度五條市一般会計補正予算(第5号))	台風21号災害等で被災した施設等を復旧するため特に急を要し、専決処分を行った
五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の制定について	五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎を設置する(平成30年4月1日から施行)
五條市立指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴う規定の整備を行うため(平成30年4月1日から施行)
五條市立指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴う規定の整備を行うため(平成30年4月1日から施行)
五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正について	五條市西吉野支所の地番が変更されたことに伴う、条例の一部改正(公布の日から施行)
五條市都市公園条例の一部改正について	都市公園法の一部改正に伴う規定の整備を行うため(公布の日から施行)
五條市営住宅条例等の一部改正について	市営住宅の共益費の徴収に関する規定を追加するため及び公営住宅法の一部改正に伴う規定の整備を行うため(平成30年4月1日から施行)
市道路線の認定について	道路新設改良事業に伴い、新規に認定道路とするため 市道西河内6号線 (延長=218.1m・幅員=4.0~7.3m)
市道路線の認定について	県営ほ場整備事業のため 市道山陰13号線(延長109.0m・幅員4.0m) 市道山陰14号線(延長251.1m・幅員4.0m) 市道大津12号線(延長114.7m・幅員4.0m)

議案名	議案の概要
市道路線の変更について	<p>県営ほ場整備事業に伴う起終点所在の変更及び起点の変更のため</p> <p>市道表野2号線 (延長 324.5m・幅員 7.3~9.7m)</p> <p>市道表野6号線 (延長 455.7m・幅員 1.5~3.1m)</p> <p>市道表野11号線 (延長 668.7m・幅員 1.7~5.5m)</p> <p>市道表野15号線 (延長 71.8m・幅員 3.5~4.0m)</p> <p>市道表野16号線 (延長 683.8m・幅員 2.0~4.6m)</p> <p>市道表野17号線 (延長 499.8m・幅員 1.8~5.5m)</p> <p>市道表野19号線 (延長 155.5m・幅員 1.5~2.3m)</p> <p>市道山陰2号線 (延長 259.9m・幅員 2.6~4.2m)</p> <p>市道山陰4号線 (延長 127.9m・幅員 2.4~4.8m)</p> <p>市道山陰12号線 (延長 179.2m・幅員 4.3~8.6m)</p> <p>市道大津7号線 (延長 755.0m・幅員 3.0~10.2m)</p> <p>市道大津9号線 (延長 235.0m・幅員 2.3~5.6m)</p> <p>市道中10号線 (延長 405.0m・幅員 1.6~5.6m)</p> <p>市道山陰11号線 (延長 664.1から599.6m・幅員 2.3~3.6mから2.6m~4.0m)</p>
市道路線の廃止について	<p>県営ほ場整備事業のため</p> <p>市道大津8号線 (延長=141.9m・幅員=2.3~2.9m)</p>
五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定について	平成30年4月1日から3年間、指定管理者にアスカ美装株式会社を指定
工事請負契約の締結について	<p>衛生センター解体撤去工事 (契約金額 242,125,200円)</p>
平成29年度五條市一般会計補正予算(第6号)議定について	<p>補正予算額 27,361千円 (戸籍住民基本台帳費・社会福祉費・清掃費・道路橋梁費・河川費・都市計画費の追加)</p>
平成29年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について	<p>補正予算額 500千円 (償還金及び償還加算金の追加)</p>
五條市監査委員の選任について	五條市監査委員に 岩本 孝氏 (現 五條市議会議員) を選任

おわびと訂正

前回の市議会だよりGOJO No.65に誤りがありましたので、お詫びし、訂正いたします。

- ・10ページ「地域公共交通について」理事者答弁
正しくは 理事
- ・16ページ「議長交際費」賛助的経費及び合計金額
正しくは 賛助的経費 45,680円
合計金額 97,680円

厚生建設常任委員会視察

市内における廃棄物(果実くず)の投棄について、地元水利組合から議長宛に要望書が提出され、12月定例会期中の12月19日(火)、厚生建設常任委員会において、現地視察を行い、担当課である生活環境課から説明を受けました。

南和広域医療企業団議会の報告 (概要)

11月6日月曜日、南奈良総合医療センターで開催された、平成29年第2回南和広域医療企業団議会の概要を報告いたします。

議案審議では、平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計決算認定、平成29年度南和広域医療企業団事業会計補正予算(第1号)案、南和広域医療企業団職員との配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例等5議案について理事者側から説明があり、いずれも、総務委員会に付託されました。

続いて理事者側から南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率について、キャッシュフローの算出では県からの借入金で1億3,416万6,000円の赤字になっているなどの説明・報告を了承し、委員会を終了。

続いて本会議が行われ、付託されました5議案について採決を行い、全会一致で認定・可決されました。

精神障害者の交通運賃割引を求める意見書

障害者基本法は、精神障害者も身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されており、障害者の自立及び社会参加支援等に向けた基本理念を定めております。

障害者の自立や社会参加を促進するためには公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路などを対象に障害者に対する交通運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っております。

しかし、精神障害者については、現在もなお交通運賃割引制度の対象から除外されており、社会参加を促す上で大きな課題となっております。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会が実施したアンケート調査結果（回答者約4,800人）によると、精神障害者の1カ月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%にも及び、当然のこととして交通費の負担が大きく、作業所に行くのをやめた、どこにも出かけないようにしている、外出は自転車で行ける範囲など、社会参加には、ほど遠い深刻な実態が明らかになっております。

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成26年2月に国連障害者権利条約が締結され、同条約第20条では「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」及び第4条では「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置(立法を含む。)をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。」と定めております。

一連の国内法や条約に照らせば、障害者の交通運賃割引制度から精神障害者が除外されている状況は、一刻も早く是正されなければならない問題であります。

よって、国においては、精神障害者も身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

ここに地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日 五條市議会

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書書

五條市は、奈良県の南和地域の中心として大阪府、和歌山県、吉野方面に向かう結節点であり、古来より交通の要衝として発展してきたが、近年は高齢化と若者の人口流出により人口減少に歯止めがかからない状況の下、市内3地区において県とまちづくり連携協定を締結し、地域活性化に向けて、基本構想・基本計画を策定し、まちづくりを進めております。

本年、念願でありました京奈和自動車道の五條北インターチェンジから御所南インターチェンジ間が8月に開通し、和歌山ジャンクションから橿原高田インターチェンジ間の61.7kmが1本に繋がったところでありますが、以北の橿原高田インターチェンジから橿原北インターチェンジ間は未整備であることから、休日は開通区間のトンネル内部まで渋滞が発生している状況下であり、京奈和自動車道の早期の全線開通は不可欠であります。

また、山間地域である西吉野町、大塔町へ繋がる168号は毎年のように土砂崩れによる通行止めが発生し、地域住民の生活道路を寸断するばかりだけではなく、近隣の十津川村、野迫川村の産業や観光などの地域振興の発展にも大きな影響を及ぼしている状況であります。

平成23年9月の紀伊半島大水害により、県南部を中心に甚大な被害が発生し、近年ようやく復興に向けて進み始めているところではありますが、近い将来に発生が危惧される南海トラフ大地震や、今後も発生するであろう土砂災害に備え、命の道である国道168号の災害防除事業や地域高規格道路の整備は、本市において極めて重要な施策であり、課題解決までには、まだまだ道のりは長く険しいところでありあります。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置が、平成29年度で終了となることは、本市の今後の産業、観光の発展を大きく揺るがすものであります。

よって、国におかれましては、道路財特法の嵩上げ措置を、平成30年度以降も継続し、今後とも「国民の安全安心の確保」や「地方の産業・観光の発展による地域の活性化」の実現に向けて、地方の道路財源をより一層充実強化されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日 五條市議会

議会広報編集委員会
委員長 伊谷 賢司
副委員長 岩本 孝
委員 山口 耕司
吉田 正
養田 全康
平岡 清司
窪 佳秀
“(議長)
“(副議長)



編集後記
今年もはや2月、暦の上では立春も間近ですが、まだまだ寒い日が続きます。皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。
今回の66号から新しいメンバーで編集を担当することになりましたが、メンバー一同よりよい広報誌となるよう努力してまいります。
市民の皆様方には、この広報誌へのご意見・ご感想をお聞かせ下さいませ。3月には今年の第1回定例会が開催されます。皆様、ぜひ傍聴においでください。